

## 2 住宅政策の基本理念

国民一人一人が真に豊かさを実感できる住生活を実現するため、国民・事業者・行政が共有して目指すべき住生活に関する普遍的な考え方は次のとおりであり、新たに構築される基本法制においては、このような住宅政策の基本理念が位置づけられるべきである。

### (1) 住宅の位置づけ

住宅は、個人や家族にとっての生活の基盤であるとともに、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点であり、国民一人一人による潤いとゆとりある生活空間の実現に向けた営みは、社会全体に活力と安定をもたらすものである。また、住宅は、安全・環境・福祉・文化等の地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で社会的性格を有するものであり、豊かな地域社会を形成する上で重要な要素である。

### (2) 目指すべき住生活の姿

国民・事業者・行政が共有して目指すべき住生活の姿として、大きく次の4つのことが考えられる。

#### ① 良質な性能、住環境及び居住サービスを備えた住宅ストックの形成

住宅が耐震性・耐久性・ニーズに応じた広さなどの基本的性能を備えるとともに、安全性・快適性などが確保された住環境や福祉・健康・文化等優れた居住サービスを楽しむことができるような、良好な住宅ストックを形成すること。

#### ② 多様な居住ニーズの適時適切な実現

市場において多様かつ豊富な住まいの選択肢が存在し、ライフステージやライフスタイルに応じて、安心して、無理なく住宅を選択できる市場を形成すること。

#### ③ 住宅の資産価値の評価・活用

良質な住宅の資産価値を確保する努力が適正に評価されることを通じ、国民が長期にわたり住宅を資産として活用できる市場を形